

管理 No.	F042
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課  
(自立支援給付係 /内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	地域相談支援受給者証の再交付	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号)
	根拠規定条項	第26条の8
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年省令第19号)
	基準規定条項	第34条の50
基準規定	審査基準	第二十六条の八 市町村は、地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。）を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準（裏面追加）

	基準内容
審査基準等 補足	